



令和 7 年度 「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」 応募要項

1. 趣 旨

数年前から顕著となってきた物価高騰の波は、令和 7 年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにもともなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要です。

そこで本キャンペーンでは、活動を通じた人と人をつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を行います。

2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成事業の対象期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

※令和 7 年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4. 応募の対象となる団体

- ・以下の都道府県に所在（活動）する、社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、NPO 等の非営利団体（法人格の有無は問いません）。

本応募要項をご確認のうえ、**中央共同募金会へ**ご応募ください。

秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、石川県、岐阜県、静岡県、徳島県、香川県、高知県、
熊本県

なお、下記県内の団体については、別途同様の助成プログラムを実施しますので**所在地（活動地域）の都道府県共同募金会へ**お問い合わせください（各都道府県共同募金会により、応募スケジュールや助成決定方法が異なります。予めご了承ください。）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ・団体としての活動実績が1年以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・オンラインによる申請および助成決定後の連絡がメールのみで可能なこと
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

（想定する事業例）

- 1) 孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業
 - ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
 - ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
 - ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
 - ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業
- 2) 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業
 - ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
 - ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
 - ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業
- 3) 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業
 - ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
 - ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
 - ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

助成金対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。

- ・ 消耗品・備品費（食料品、日用品等）
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 旅費交通費
- ・ 事業に係る人件費、謝金（人件費については団体との雇用契約を締結していること、謝金に関しては、謝金対象者の当該事業における必要な資格等の専門性が読み取れることを条件とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。）

※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

助成金対象外経費となるもの

- ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ 費用の積算内訳が不明確であるもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（2025 年 4 月～2026 年 3 月）外の活動に関する経費

6. 1 件あたりの助成金額

- ・ 1 件あたりの助成金額は 50 万円以上とし、上限額は 100 万円とします。
- ・ 助成総額は 1800 万円を予定します。（中央共同募金会による助成分）

7. 助成の決定

- ・ 本会において応募内容を確認し、決定します。
- ・ 審査の結果、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 応募方法・結果通知

（1）応募期間・応募方法

- ・ 応募締切日までに、下記サイト経由で「e 応募」にアクセスし、必要事項を記入の上、以下の A～J の書類をアップロードして送信してください。（郵送による応募は受け付けません）

■応募締切日 **2025年 8月29日（金） 必着**

■応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。
<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/41565/>

■はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。

下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。
団体登録には、下記の A、B の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので、登録は早めに済ませてください。

・「e 応募」団体登録・ログイン画面

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

【団体登録に必要な提出書類】

必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください。

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（Word、Excel、PDF）
B	団体の役員名簿（Word、Excel、PDF）

■団体登録後、「e 応募」にログインし、「助成に応募する」より当プログラムを選択し、応募画面にて以下「C～J」の書類をアップロードしてください。

【本助成応募に必要な提出書類】

必ず各ファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

C	応募書①（Word）
D	応募書②（Excel）
E	2024 年度の事業報告書（Word、Excel、PDF）（または 2023 年度版）
F	2024 年度の決算書（Word、Excel、PDF）（または 2023 年度版）
G	2025 年度の事業計画書（Word、Excel、PDF）（または 2024 年度版）
H	2025 年度の収支予算書（Word、Excel、PDF）（または 2024 年度版）
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）
J	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF）

（2）結果の公表・助成金の送金

- ・結果は 2025 年 9 月末に中央共同募金会ホームページで公表の上、郵送にてお知らせします。
- ・助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の金額を送金します（2025 年 10 月中旬～下旬を予定）。事業完了後 1 か月以内に活動・精算報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

9. 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、『「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」の助成により活動しています。』と団体のホームページや SNS などでは今回の助成金での取り組みについて発信してください。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

助成金による活動が終わったら、1 か月以内に所定の WEB フォームより、報告書を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

なお、報告内容が認められない場合は、送金済みの助成金を返還していただくことがあります。助成決定した内容から変更が出てきた際は、ご相談ください。

10. 都道府県共同募金会への情報提供について

各都道府県共同募金会でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

11. 応募・問い合わせ先

- ・本助成金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

Eメール seikatsu@c.akaihane.or.jp

社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部

物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン 担当宛